

社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
精華町地域包括連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 精華町における高齢者等の多様なニーズに適応した包括的な保健福祉サービスを提供することを目的とし、精華町地域包括連絡会議を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 精華町地域包括連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 介護保険・予防事業・福祉サービス等に関すること
- (2) 共通的支援基盤構築に関すること
- (3) 総合相談支援・権利擁護に関すること
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること
- (5) 介護予防ケアマネジメントに関すること
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 地域包括連絡会議は、次の者を持って組織する。

- (1) 議長 精華町社会福祉協議会事務局長
- (2) 委員 精華町高齢者福祉、介護、保健衛生担当者、保健師及び精華町社会福祉協議会職員、並びにその他精華町地域包括連絡会議に必要と認められる者。

(召集)

第4条 精華町地域包括連絡会議は、定期的もしくは必要に応じて開催し、議長が召集する。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 地域包括連絡会議に関する事務は、精華町地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、精華町社会福祉協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。